

厚木市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表第1（第8条関係）

下水道事業負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象となる事項		徴収猶予率	徴収猶予期間
田、畑その他これらに準ずる土地 （土地の状況により宅地として認められるものを除く。）	生産緑地法（昭和49年法律第68号）に規定する生産緑地（以下「生産緑地」という。）	100%	生産緑地でなくなるまで
	上記以外の土地	80%	10年以内。 ただし、土地の状況により延長することができる。
震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。		市長が認定する率	2年以内
受益者又は受益者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。		市長が認定する率	2年以内
受益者がその事業を廃止し、又は休止したとき。		市長が認定する率	2年以内
受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき。		市長が認定する率	2年以内
係争地		100%	受益者の決定するまで
その他市長が特に必要と認めたとき。		市長が認定する率	2年以内。 ただし、土地の状況により延長することができる。